

# 事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	有	電話	042 ( 769 ) 8203
担当部課名	企画部	企画政策	課	企画調整
事務事業名	市民参加促進事業		事業コード	17110

1 総合計画における位置づけ

政策名	第7章	個性豊かなコミュニティづくりを進めます	事業開始年度
基本施策名	第1節	市民主体のまちづくり	13
施策名	第1施策	個性豊かな地域づくり	

2 実施根拠及び関連法令等

特定非営利活動促進法
------------

3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
相模原市21世紀総合計画において、基本方針のひとつとして掲げている市民と行政とのパートナーシップの確立を図り、市民の自主的、主体的な市政への参画を推進するため、「パートナーシップ型まちづくり推進指針」を策定する。		市民、企業、行政(職員)	
		対象数	
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
パートナーシップ型まちづくり推進指針策定 懇談会の設置 構成 公募委員7 団体推薦4 学識経験者3 開催 平成13年6月～平成14年3月全6回 モデル事業の実施 ワークショップ手法の確立 (公園づくりワークショップ) 課題の発見、人材育成の研究 (まちなみウオッチング) NPO法人化支援方法の研究 (障害者団体のNPO法人化の支援) 市民活動と行政の協働の研究 (市民活動サポートセンターの開館・運営)		前期実施計画第7章第1節 基本方針 市民と行政との適切な役割分担のもと、市民の地域課題への主体的な取り組みを支援するとともに、市民と行政とのパートナーシップを確立し、市民主体のまちづくりを進めます。	
		(5) 個別計画の概要	
		計画名なし	
		計画年次	年度～ 年度

4 評価指標

指標名	パートナーシップ型まちづくり推進指針の策定		
指標式			
指標設定の意図	本事業においては、指針の策定が最終目標となるため。		

5 目標と実績

[金額単位：千円]

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度
	実績	実績	実績	目標	目標
指標			a	b	
指標			c	d	
指標			e	f	
事業費	決算(予算)額		2,721	2,812	
	人員・時間数		226.0	226.0	
	人件費		944,680	944,680	
	その他経費				
	合計	0	947,401	947,492	0
特定財源					

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか		
評価 B ▼	A : 達成している ( 100%)	= 、 、 の平均値 =
	B : 一部達成していない(100%> 80%)	
	C : 達成していない (80%> )	
$\frac{a}{b} \times 100 =$	$\frac{c}{d} \times 100 =$	$\frac{e}{f} \times 100 =$
理由 :	指針の策定は、平成13年度及び平成14年度の2か年に渡る事業であり、懇談会及びモデル事業などの平成13年度事業については順調に実施されたものの、指針自体の起草・策定については、平成14年度に行われるため。	

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か		
評価 A ▼	A : 適応している	理由 : 多様な市民ニーズに対応した施策展開や、民間が担える分野については積極的に民間に委ねていくという適正な役割分担に基づいた事業実施の推進にあたっては、市民との協働に基づいた行政運営が今後、必要不可欠である。
	B : 一部適応していない	
	C : 適応していない	

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か		
評価 A ▼	A : 妥当である	理由 : 市民との協働を進めていく上では、課題の共通認識や合意形成に十分時間をかける必要があり、表面的には非効率的に見えるが、その後においては、市民ニーズに対応した事業展開が迅速に行えるなど、高い効果が見込まれる。
	B : 一部妥当でない	
	C : 妥当でない	

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か		
評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由 : 市民に対して社会サービスを提供していくという面では、市行政と企業、市民は同じ立場にあり、それぞれの役割を担いながら協働を進めていくための事業であることから、市としての役割分担の根幹をなす事業である。
	B : 代替の可能性低い	
	C : 代替の可能性高い	

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか		
評価 B ▼	A : 満足できる	理由 : 懇談会及びモデル事業は、それぞれ成果が見られ、着実に事業が進んでいることから、参加している市民には概ね満足されているものと判断される。市民の満足度という点では、市民活動サポートセンターが未設置であることが懸念される。
	B : 一部満足できない	
	C : 満足できない	

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か		
評価 A ▼	A : 有効である	理由 : 協働はこれからの行政運営においては、基盤となる理念であり、指針は、今後、市民自治に基づいた施策を展開する上での基本的な方向性を定めるものとなる。
	B : 一部有効である	
	C : 有効でない	

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ある</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p>説明 : 懇談会において、今後さらに検討を深めることにより、相模原にふさわしい市民と企業、行政の協働のあり方について提案・検討が行われるものと思われる。</p>
	<p>コスト改善余地</p> <p><input type="checkbox"/> ある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ない</p> <p>説明 :</p>

7 総合評価

評価	AA ▼	他自治体の類似事業との比較	横浜市、横須賀市においては、市民活動促進のための条例や指針が制定されている。 横須賀市では、市民参加を推進する観点から、市民協働型まちづくり推進指針やパブリックコメントに関する条例が制定されている。 大和市では、自治基本条例の制定に着手している。
	今後の進め方		<p>説明</p> <p>平成13年度に引き続き、指針の策定に向けて事業を進める。 平成14年度は、庁内の検討組織を設置し、懇談会と同時並行で、指針の策定作業を行う。 懇談会においては、市長への提言書素案について、タウンミーティングを実施し、広く市民の意見を集約しながら、提言書を策定する予定。 懇談会からの提言書は10月、市としての指針策定は、平成15年1月を目途としている。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	継続		
<input type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

--